



特別支援教育のさらなる充実に向けて

評価専門委員 愛知教育大学 准教授 岩田 吉生

平成 19 年 4 月より、文部科学省は「特別支援教育」を学校教育法に位置付け、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。特別支援教育の制度の推進により、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級のみならず、幼稚園・保育園、小・中学校の通常学級、高等学校、大学においても、学習や対人関係等に困難のある人々への教育支援の実践が求められることとなりました。

既にご承知かと思われそうですが、「特別支援教育」とは、学校側が「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」という視点に立ち、「幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」です。学校側は、子供たちの将来の自立した生活を見通した上で、学習以外に、心身の成長、学校や家庭など日常生活におけるスキルの発達を支援することが必要となります。

特別支援教育の制度が始まって、もうすぐ 4 年になりますが、私自身が愛知県内の様々な学校に伺った印象では、特別支援学校では制度の充実が図られている一方、地域の小・中学校では特別支援教育に熱心に取り組んでいる地域と、理解啓発にとどまり今後は教育実践の充実が期待される地域の地域格差が生じているように感じています。さらに、申し上げると、同じ市町村の地域の中でも、特別支援教育に熱心な学校と、今後の努力に期待したい学校との学校間格差も生じています。

今回の愛知県特別支援教育サポート校研究委嘱事業では、常滑市立鬼崎南小学校および蒲郡市立形原小学校において、リソース・ルームを中心とした校内の特別支援教育体制の構築と教育実践について、検討が進められました。

この二つの学校においては、地域の小学校の中でも、特別支援教育の実践に非常に熱心な学校です。しかしながら、このサポート校研究委嘱事業を立ち上げる平成 20 年以前は、2 校とも特別支援教育体制の構築を模索している段階で、教員の専門的な知識の理解が十分でなく、子供たちへの対応にも苦慮されていました。2 校に共通することは、①管理職の先生方が特別支援教育に関する理解があり、校内の特別支援教育体制の構築に問題意識を持たれていたこと、②特別支援教育コーディネーター担当の先生が、校内の先生方の良きアドバイザーとして機能し、教員・子供・保護者をつなぐ関係調整の機能を果たしていたこと、③先生方が会議やケース検討会だけでなく、普段から子供に関する情報交換を行っていたこと。さらに、教員同士の困り感に寄り添い、子供の指導・支援の方法についての話し合いを毎日のように職員室で重ねていたこと。④特別支援教育に関する理解啓発を、教員だけでなく、保護者と子どもたちにも進めてきた、等が挙げられます。

このような取組を、「できるところから始め」、「数年に渡り、少しずつ積み上げてこられた」その成果が、今回のサポート校の研究委嘱事業の報告にまとめられています。

2 校の教育実践を参考としながら、愛知県内の多くの学校で、特別支援教育の体制が構築され、その充実が図られていくことを強く希望致します。